（二十五）～（九十二）　（略）

三～五　（略）

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～四　（略）

	（い）	（ろ）
（一）	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備	図書の種類	明示すべき事項
	（略）	（略）	（略）
		給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書	排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法
			必要有効断面積及びその算出方法
		（略）	給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ
		必要有効換気量を算出した際の計算書	必要有効換気量及びその算出方法
（二）～（九）	（略）		
（十）	法第三十六条の規定が適用される建築設備	（略）		
	令第百二十九条の二の五の規定が適用される換気設備	（略）		
		換気設備の構造詳細図	（略）	
			給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水の浸入又はねずみ、	

（二十五）～（九十二）　（略）

三～五　（略）

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～四　（略）

	（い）	（ろ）
（一）	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備	図書の書類	明示すべき事項
	（略）	（略）	（略）
		給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書	排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法
		（略）	給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ
（二）～（九）	（略）		
（十）	法第三十六条の規定が適用される建築設備	（略）		
	令第百二十九条の二の五の規定が適用される換気設備	（略）		
		換気設備の構造詳細図	（略）	
			給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、	